

変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉市文化振興財団（以下「乙」という。）との間で令和3年2月5日付けをもって締結した「千葉市民会館・千葉市文化センターの管理に関する基本協定書」（以下、基本協定書という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 基本協定書第47条第4項に次のただし書を加える。

ただし、使用者（管理規則第5条に規定する「使用者」をいう。）が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の規定により定められた指定感染症をいう。）の感染拡大の防止のために使用の取消を届け出た場合において利用料金を減免しまたは返還したときは、この限りではない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊



乙 千葉市中央区中央2丁目5番1号
公益財団法人千葉市文化振興財団
理事長 大曾根 裕

